

国海環第 18 号の 2
国海運第 52 号の 2
国海技第 47 号の 2
平成 24 年 7 月 30 日

日本内航海運組合総連合会
会 長 上 野 孝 殿
全日本海員組合
組 合 長 藤 澤 洋 二 殿

国土交通省
海事局長 森 雅人

「スーパー・エコ・シップ及び高度船舶安全管理システム搭載船の乗組み制度見直しに関する検証運航の実施要領について(平成 21 年 11 月 4 日付け国海環第 12 号他)」の改正について

平成21年7月27日に開催された第8回「次世代内航船に関する乗組み制度検討会」において、スーパー・エコ・シップ(以下「SES」という。)及び高度船舶安全管理システムの認定を受けた船舶(以下「高度船舶」という。)について、1ヶ月の実証航海(以下「実船検証」という。)を行い、安全運航上支障がないと判定された場合、平成24年7月末まで「検証運航」という位置付けで、見直した機関部の配乗による運航を認める基本方針が決定され、また、平成24年7月6日に開催された第11回の同検討会において、限定近海区域を航行区域とする機関出力 1,500kw 以上 6,000kw 未満の高度船舶の乗組み制度については、それまでの検証運航の結果を踏まえ、一定の条件のもと二等機関士を省略した運航(以下「限定近海2名化」という。)を認めることとし、これ以外の船舶については、平成27年7月末まで検証期間を延長し、その実績を踏まえてその取扱いを検討することとされました。

これに伴い、検証期間を延長することとなった、SES 及び高度船舶に関する検証運航の実施に係る手続きについて、別添のとおり改正し地方運輸局長等に通知しましたのでご送付します。

別添

(写)

国海環第 18 号
国海運第 52 号
国海技第 47 号
平成 24 年 7 月 30 日

各地方運輸局長 }
神戸運輸監理部長 } 殿
沖縄総合事務局長 }

海事局長

「スーパー・エコ・シップ及び高度船舶安全管理システム搭載船の乗組み制度見直しに関する検証運航の実施要領について(平成 21 年 11 月 4 日付け国海環第 12 号他)」の改正について

平成21年7月27日に開催された第8回「次世代内航船に関する乗組み制度検討会」において、スーパー・エコ・シップ(以下「SES」という。)及び高度船舶安全管理システムの認定を受けた船舶(以下「高度船舶」という。)について、1ヶ月の実証航海(以下「実船検証」という。)を行い、安全運航上支障がないと判定された場合、平成24年7月末まで「検証運航」という位置付けで、見直した機関部の配乗による運航を認める基本方針が決定され、また、平成24年7月6日に開催された第11回の同検討会において、限定近海区域を航行区域とする機関出力 1,500kw 以上 6,000kw 未満の高度船舶の乗組み制度については、それまでの検証運航の結果を踏まえ、一定の条件のもと二等機関士を省略した運航(以下「限定近海2名化」という。)を認めることとし、これ以外の船舶については、平成27年7月末まで検証期間を延長し、その実績を踏まえてその取扱いを検討することとされた。

これに伴い、検証期間を延長することとなった、SES 及び高度船舶(限定近海2名化を行うものを除く)に関する検証運航の実施に係る手続きについて、平成 21 年 11 月 4 日付け国海環第 12 号他を下記のとおり改正するとともに、通達件名を「スーパー・エコ・シップ及び高度船舶安全管理システムの認定を受けた船舶の乗組み制度見直しに関する検証運航の実施要領について」に改正したので、本実施要領について了知願うとともに、管内の支局・海事事務所等に対して周知されたい。

記

1. 検証運航の対象となる船舶の要件

検証運航の対象となる船舶は、それぞれ以下の要件を満たす船舶とする。

(1) SES

- 平水、沿海又は限定近海を航行区域とする貨物船であること(国際航海に従事する船舶を除く。)
- 機関区域無人化船であること
- 複数の発電機による電力のみで推進する船舶であること

(2) 高度船舶(限定近海2名化を行うものを除く。以下同じ。)

- 平水、沿海又は限定近海を航行区域とする貨物船であること(国際航海に従事する船舶を除く。)
- 機関区域無人化船であること
- 海事局安全・環境政策課長が認定した高度船舶安全管理システムを導入した船舶であること

2. 実船検証について

労働協約又は就業規則において労務管理が適切に行われている船舶所有者の運航する船舶において、現行法令に基づく配乗を行った上で、1ヶ月間、「機関部職員1名＋補助者1名^{*1}(部門間兼務可)」の体制(以下「検証体制」という。)による機関部作業(シャドープレー^{*2})を行い、全ての乗組員の船内作業の実施状況や労働時間を確認し、適切な運航が可能であることを検証する。その結果、適切な運航が実施できない場合又は実験内容に不備がある場合は、検証運航を実施できない。

*1 補助者の雇入れに際しては、職員/部員の別は問わず、また、機関長及びシャドー要員(シャドープレーにより機関部作業を行わないこととされた機関部職員をいう。以下同じ。)以外に機関部職員が配乗されている場合は、補助者を乗り組ませることを要しない。

*2 シャドープレーによる検証では、シャドー要員が不在の状態適切に運航できるか否かを確認することが目的であるため、実船検証の期間中はシャドー要員が一切の船内作業に従事しないこと。

① 実船検証開始の申出

検証運航を希望する船舶所有者は、海事局安全・環境政策課長に対し、以下の書類を添えて1ヶ月間の実船検証の開始を申し出る。また、実船検証期間中に部門間兼務を行う場合、当該船舶所有者は、地方運輸局、神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局の長若しくは運輸支局長・海事事務所長(以下「地方運輸局長等」という。)に対し、部門間兼務雇入れに係る届出を行う。

- ・ 実船検証開始申出書(様式1)

- ・ 就労体制表及び通常配置表(検証運航期間中の就労体制表及び通常配置表も併せて提出すること)
- ・ 機関部整備作業計画
- ・ 緊急時対応計画及び非常配置表
- ・ 海員名簿(六)のクルーリストの写し(実船検証期間中に部門間兼務を行う場合、地方運輸局長等に認められた暫定的な兼務雇入れに関する海員名簿(六)のクルーリストの写しを提出すること。なお、申し出の段階で兼務雇入れ手続きが未済の場合は、別途、手続きが完了した段階で提出しても差し支えない。)
- ・ 労働協約又は就業規則

また、実船検証時の条件として、以下の i 又は ii のいずれかの機関部の緊急時対応体制が整備されていること。(機関長1名及び一等機関士1名による検証体制である場合は除く。)

- i .機関部の緊急時に備えた船内・陸上の安全管理体制の整備(任意 ISM 取得)
 - 機関部作業バックアップのため、研修等により機関部の運転作業に関する知識を習得した補助者(部門間兼務可)を配乗し、緊急時の船内体制を構築すること
 - 運航期間中の夜間・休日を含めた、陸上からのサポートのための連絡・対応体制を構築すること
- ii .機関長以外に六級海技士(機関)以上の資格を有する者の配乗(部門間兼務可)

その際、当該船舶所有者は、任意 ISM 取得による機関部の緊急時に備えた船内・陸上の安全管理体制の整備を想定している場合は、以下の書類を併せて提出する。

- ・ 任意 ISM 証書の写し
- ・ 運航期間中の夜間・休日を含めた、陸上からのサポートのための連絡・対応体制が構築されていることを証する書類(連絡・対応体制表、契約書等)
- ・ 補助者の研修等の内容、受講状況等の機関作業の習得実績を示す書類

② 実船検証の実施

海事局安全・環境政策課長の実船検証開始に係る了承を得た船舶所有者は、現行法令に基づく配乗を行った上でシャドープレーによる実船検証を実施するとともに、実船検証の期間中、以下の運航データを取得する。

なお、実船検証期間中に機関故障等のトラブルが発生した場合、船舶所有者は速やかに海事局安全・環境政策課長に報告するとともに、事後の実船検証継続の可否について確認を受けることとする。

- ・ 全ての乗組員の船内作業の実施状況の記録

- ・ 船内記録簿等による乗組員全員分の作業時間の記録
- ・ 定期的メンテナンスの実施状況
- ・ 故障等への対応状況

③ 実船検証結果の確認

船舶所有者は、②の実船検証の結果についての報告書及び実船検証期間中の乗組員全員分の船内記録簿の写しを作成して、海事局安全・環境政策課長に提出し、以下について確認を受ける。

- ・ 船内のすべての機関部作業が、シャドー要員の支援を受けず、検証体制で適切に実施できたこと。
- ・ 適切な航海当直体制が維持できたこと。
- ・ 全ての乗組員の労働時間が船員法で定める基準を満足していたこと。

3. 検証運航について

実船検証で適切に運航できることが確認された船舶については、申請に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法(以下「職員法」という。)第20条に基づく乗組み基準の特例許可を行い、検証体制による検証運航を認めることとする。

なお、検証運航は、実船検証の就労体制からシャドー要員を省略した体制により実施することとする。

① 検証運航実施に関する申請

船舶所有者は、地方運輸局長等に対し、「次世代内航船の乗組み制度見直しに関する検証運航に係る船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条の特例許可の事務の取扱いについて(平成24年7月30日付け国海技第52号)」に基づき職員法第20条に基づく乗組み基準の特例の許可の申請を行う。

また、船舶所有者は、海事局安全・環境政策課長に対し、検証運航実施に対応した労働協約又は就業規則を提出する。

② 検証運航の許可

①の申請を行い、職員法第20条に基づく乗組み基準の特例許可を受けた船舶所有者について、検証運航を開始する。(初回の特例許可期間は6ヶ月間)

船舶所有者及び陸上支援会社は、検証運航期間中、以下の運航データを取得するとともに、海事局安全・環境政策課長より要求があった場合は速やかに当該データの写しを提出することとする。

なお、検証運航期間中に機関故障等のトラブルが発生した場合、船舶所有者は速やかに海事局安全・環境政策課長に報告するとともに、事後の検証運航継続の可否について確認を受けることとする。

- ・ 船内記録簿等による乗組員全員分の作業時間の記録
- ・ 定期的メンテナンスの実施状況
- ・ 故障等への対応状況

③ 乗船調査

検証運航の期間中、海事局職員による乗船調査を行うこととし、その結果、適切な運航が実施できないと判断された場合は、当該検証運航を中止する。

また、当該調査の期間・航路等の設定は、少なくとも一航海(荷物の積み込みから荷揚げまでの作業を含む)以上の航海を含むよう適切な期間を設定することとし、実施にあたって、船舶に係る必要な準備事項(その他の定員の取得、船室の確保等)については、船舶所有者の責任のもとで適切に措置することとする。

④ 検証運航の許可の更新(初回)

船舶所有者は、地方運輸局長等に対して、職員法第20条に基づく乗組み基準の特例許可の更新申請を行うとともに、海事局安全・環境政策課長へ以下の書類を提出する。

- ・ 検証運航結果についての報告書及び検証運航期間中の乗組員全員分の船内記録簿の写し
- ・ 定期的メンテナンスの実施状況、故障への対応等に関する記録の写し

当該船舶の安全航行について問題がないと認められる場合、地方運輸局長等は、船舶所有者に対して、職員法第20条に基づく乗組み基準の特例許可を行い、船舶所有者等は、検証運航を継続実施できる。(特例許可の更新に際しての許可期間は1年間)

ただし、適切な運航が実施できないと判断された場合や、重大なトラブル等適切な運航が損なわれる事態が発生し、又は、発生することが想定される場合は、当該検証運航を中止する。

⑤ 検証運航の許可の更新(2回目以降)

船舶所有者は、地方運輸局長等に対して、職員法第20条に基づく乗組み基準の特例許可の更新の申請を行うとともに、海事局安全・環境政策課長へ以下の書類を提出する。

- ・ 前回の更新以降の検証運航期間に係る、検証運航結果についての報告書及び乗組員全員分の船内記録簿の写し
- ・ 前回の更新以降の検証運航期間に係る、定期的メンテナンスの実施状況、故障への対応等に関する記録の写し

当該船舶の安全航行について問題がないと認められる場合、地方運輸局長等は、船舶

所有者に対して、職員法第20条に基づく乗組み基準の特例許可を行い、船舶所有者は、検証運航を継続実施できる。

ただし、適切な運航が実施できないと判断された場合や、重大なトラブル等適切な運航が損なわれる事態が発生し、又は、発生することが想定される場合は、当該検証運航を中止する。

⑥ 検証運航のフォローアップについて

次世代内航船に関する乗組み制度検討会の下に小委員会を設置することとし、実船検証及び検証運航を実施している船舶の隻数にかんがみ、その必要があると認められる場合には、小委員会を半年毎を標準として開催し、実船検証及び検証運航の実施状況についてフォローアップを行う。同検討会についても毎年1回を標準として開催し、当該年度における実船検証及び検証運航の実施状況について報告を行う。

平成27年8月以降の取扱いについては、それまでに蓄積される検証運航の実績を踏まえ、平成27年7月末までに同検討会で結論を得ることとする。

4. 部門間兼務について

補助者についての部門間兼務を行う場合は、「船員法上の部門間の兼務の取扱いについて（平成17年2月24日付け国海働第197号）」に基づいて取り扱う。

（参考資料）

次世代内航船に関する乗組み制度見直しに係る今後の進め方について
（平成24年7月）《別紙1》

年 月 日

国土交通省海事局安全・環境政策課長 殿

実船検証開始申出書

申請者の氏名又は 名称及び住所 船名 船主 総トン数 船種 実船検証船の種類 積載量 主な就航航路 航行区域 推進機出力(kW) 使用燃料 現行の配乗体制 実船検証の配乗体制

印

SES / 高度船舶安全管理システムの認定を受けた船舶

:(例)計〇名
甲板部〇名:船長、一航士、…、甲板部員 A、部員 B、…
機関部〇名:機関長、一機士、二機士
司厨部〇名:司厨長

:(例)計〇名
甲板部〇名:船長、一航士、…、甲板部員 A、部員 B、…
機関部〇名:機関長、補助者(甲板部員 A との兼務)
司厨部〇名:司厨長 ※一機士、二機士はシャドー要員

部門間兼務雇入の有無 : (例) 甲板部員と補助者を兼務する雇入を実施予定

実船検証の開始希望日 : ○年○月○日以降に開始

実船検証の終了希望日 : ○年○月○日までに終了

検証運航の開始希望日 : ○年○月○日以降に開始

検証運航の終了希望日 : ○年○月○日までに終了

乗船調査期間 : (第一希望) ○年○月○日～○年○月○日 (予定航路: △～△～△、乗船予定地: ○○、下船予定地: ××)

(第二希望) ○年○月○日～○年○月○日 (予定航路: △～△～△、乗船予定地: ○○、下船予定地: ××)

次世代内航船に関する乗組み制度見直しの今後の進め方について

平成 24 年 7 月
国土交通省海事局

1. 現状・経緯

- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第18条は「船舶の用途、航行する区域、大きさ、推進機関の出力その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める」基準に従い、海技士を船舶職員として乗り組ませなければならない旨を規定している。
- ・ この規定を受け、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令は船舶に乗り組ませなければならない機関部の職員を船舶の用途及び大きさに係わらず、航行区域及び推進機関の出力に応じた船舶職員及び資格を定めている。
- ・ 近年、従来の船舶とは異なり、推進機関の状態を陸上から監視することにより、その運転を支援し、故障等に対しても緊急対応や復旧支援を行うものなどが出現したことから、こうした次世代内航船に適した船舶職員の乗り組み体制のあり方を検討する目的で、平成 16 年 8 月に「次世代内航船に関する乗組み制度検討会」を設置し、検討を行ってきた。
- ・ これまで、検証運航を実施した船舶では、後述のとおり、現状よりも1名少ない乗り組み体制のもとであっても、特段の問題なく安全な運航が可能であることが確認された。

2. 検証状況

(1) 限定近海を航行区域とする機関出力 1,500kW 以上 6,000kW 未満の高度船舶

- ・ 限定近海を航行区域とする機関出力 1,500kW 以上 6,000kW 未満の高度船舶の機関部職員 2 名化については、これまで 4 隻×1 ヶ月の実船検証(第 7 浪速丸・第 65 浪速丸:平成 22 年 3 月、伊勢丸:平成 22 年 7 月、双星丸:平成 22 年 10 月)、2 隻×1 年 11 カ月の検証運航(第 7 浪速丸・第 65 浪速丸:平成 22 年 7 月～)を実施。(のべ 50 カ月・隻)
- ・ いずれも検証期間中に、適切な航海当直体制が維持されていること、全ての乗組員の労働時間が船員法の基準を満足していること、故障等への対応で支障をきたしていないことなど、適切な運航が実施されていることを確認。これにより、限定近海を航行区域とする機関出力 1,500kW 以上 6,000kW 未満の高度船舶においては、機関部職員 2 名配乗により適切に運航することが可能と考えられる。

(2) スーパー・エコ・シップ(以下「SES」という)及び(1)以外の高度船舶

- ・ SES 及び(1)以外の高度船舶については、運航事業者・船舶所有者等において検証実施に向けた準備等を進めている例はあるが、船舶の運航状況等の個別の事情により、実際の検証運航に着手した船舶は存在しない。
- ・ しかし、これらの船舶の運航事業者・船舶所有者等からは、今後、検証に着手する予定であることから、検証制度の存続を求める意見が寄せられている。

3. 今後の方針

上記の検証状況等を踏まえ、平成 24 年 8 月以降の次世代内航船に関する乗組み制度見直しについて、以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 限定近海を航行区域とする機関出力 1,500kW 以上 6,000kW 未満の高度船舶の機関部職員 2 名化

- ・ 関係の通達を改正し、1ヶ月の実船検証を行い、実船検証の結果、安全性等に問題がないと認められる場合、2年間の職員法第 20 条特例許可を行った上で、3ヶ月の検証運航を行い、海事局職員による乗船調査結果等を通じて安全性等に問題がないと認められる場合、引き続き 20 条特例による運航を認める。
- ・ なお、既に実船検証又は検証運航を行い、安全性等に問題のないことが確認されている船舶については、改めて実船検証等を行うことを要しないこととする。

(2) (1)以外の船舶に対する検証運航制度

- ・ これらの船舶の運航事業者・船舶所有者等から検証制度の存続を求める意見が寄せられており、また、検証制度を廃止せざるを得ないような問題も生じていないことから、現行と同様の検証運航制度により、平成 27 年 7 月末まで検証期間を延長する。
- ・ なお、従来実船検証中に行っていた海事局職員による乗船調査は、検証運航中に行うこととする。

(3) 高度船舶安全管理システムの認定基準

- ・ 陸上支援会社に ISO9000 シリーズの取得を義務づけるなど、高度船舶安全管理システムの認定基準を見直す。

以上